

## 農政産業観光委員会会議録

日時 令和4年12月13日(火) 開会時間 午前9時59分  
閉会時間 午後3時43分

場所 委員会室棟 第3委員会室

委員出席者 委員長 清水喜美男  
副委員長 臼井友基  
委員 白壁賢一 志村直毅 向山憲稔 藤本好彦  
長澤健 浅川力三 水岸富美男

### 説明のため出席した者

公営企業管理者 中澤宏樹 企業局次長 瀧本勝彦  
企業局総務課長 雨宮学 電気課長 功刀稔永  
新エネルギーシステム推進室長 宮崎和也

産業労働部長 山本盛次 産業労働部次長 古澤善彦  
産業労働部次長 有泉清貴 産業政策課長 中澤一郎  
成長産業推進課長 行村真生 産業振興課長 三科隆人  
労政雇用課長 渡辺正尚 産業人材育成課長 柏原隆仁  
労働委員会事務局長 渡辺真太郎 労働委員会事務局次長 丸山正雄

観光文化部長 赤岡重人 観光文化部次長 小泉嘉透  
観光文化部次長 村松久 観光文化政策課長 樋田洋樹  
観光振興課長 矢野久 観光資源課長 丸山孝  
世界遺産富士山課長 和泉正剛 南アルプス観光振興室長 笠井利昭  
文化振興・文化財課長 柳沢章司

農政部長 大久保雅直 農政部次長 原田達 農政部技監 斉藤修  
農政部技監 勝俣匡章 農政部参事 茂手木知  
農政部参事(畜産課長事務取扱) 渡邊聡尚 農政総務課長 小高和也  
担い手・農地対策課長 原田武 販売・輸出支援課長 石川英仁  
農業技術課長 功刀徹 果樹・6次産業振興課長 鈴木幾雄  
食糧花き水産課長 小林栄司 農村振興課長 向井孝彦  
耕地課長 浅川一輝

### 議題 (付託案件)

- 第196号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの
- 第199号 令和4年度山梨県営電気事業会計補正予算
- 第211号 指定管理者の指定の件
- 第212号 指定管理者の指定の件
- 第213号 指定管理者の指定の件
- 第214号 指定管理者の指定の件

- 第215号 指定管理者の指定の件
- 第216号 指定管理者の指定の件
- 第217号 指定管理者の指定の件
- 第218号 指定管理者の指定の件
- 第226号 指定管理者の指定の件

請願第4-3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第4-3号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、企業局関係、産業労働部・労働委員会関係、観光文化部関係、農政部関係の順に行うこととし、午前9時59分から午前10時37分まで企業局関係の審査を行い、休憩をはさみ、午前10時53分から午前11時45分まで産業労働部・労働委員会関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後1時から午後1時41分まで観光文化部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後1時59分から午後3時13分まで、途中休憩をはさみ、午後3時25分から午後3時43分まで農政部関係の審査を行った。

主な質疑等 企業局関係

#### ※第199号 令和4年度山梨県営電気事業会計補正予算

質疑

(県営電気事業会計について)

白壁委員 既定予算6,700万円余に対して、今回の補正額が1億3,500万円ということですが、先ほどの説明で建物の地盤改良と資材の高騰とのことですが、どの部分に対する内容でしょうか。

6,700万円余が1億3,500万円にふえるというのは、ちょっと腑に落ちないのですが……。

もう少し詳しく説明してもらえないと納得できません。

宮崎新エネルギーシステム推進室長 今回の支出につきましては、主に3つの理由から工事費を増額させていただいております。

1点目ですが、コロナ禍による生産ラインの停止と素材の供給不足、ロシアのウクライナ侵攻による燃料価格の高騰、円安による輸入品の高騰などから、建設資材が高騰することとなり、それが1点目でございます。

2点目ですが、基礎工事を行う際のボーリング調査の結果、必要な強度を補強するために地盤改良を行うこととなり、それが2点目でございます。

3点目ですが、ビレッジ棟に入居しますFC-Cubicと、水素ガスの取扱いについて安全対策などを協議した結果、吸排気システムやガス配管などについて、より安全性の高い仕様に変更するということになりましたので、その3点から増額変更をさせていただいております。

内訳ですが、今回、総額としては2億8,300万円の増額ということですが、そのうち資材高騰分については5,300万円、仕様変更

分で2億3,000万円の変更となっております。

白壁委員

資材の高騰があり、今は、建築だけでなく土木関係でも資材が高騰しています。鉄の値段が上がっているし、コンクリートも生コンも2割方上がっています。それと、鋼材なども値段が上がっているのです、その分、どうしても上がってしまうのですが、それにしても、6,700万円に対して資材高騰分が5,300万円と倍になっているので、ここは詳しく説明しなければ何なのだろうという話になります。

それと、ボーリングという説明がありましたが、企業局は建物をつくっているので、基本計画を立てるときには、当然、地域のボーリングデータをもとにして、地耐力N値がどのくらいあるから、このくらいの基礎にしなければならないという当初計画を立てると思います。

ここでは、初めて施設をつくるのではなく、周りにも施設があります。そうすると、大体このくらいの予算を取っておいて、万が一、部分的に地耐力がないということになったら、その分を補強する。逆に、ほかのところで地耐力があれば減額補正するなどが普通です。

例えば、トンネル工事などの場合では、最低限度のものを盛っていて、奥にいくとよくわからないため、そのときには増額ということがあり、多いときには1割強あると思いますが、地上のものについては、計画を立てる段階で、ある程度わかっているはずで。

資材の高騰については、若干はあると思いますが、1割5分から2割程度ではないかと思います。

そのため、これらをしっかりと説明いただかなければ、「はい、わかりました」とは言えませんので、そのあたりを明確に説明してもらえますか。

瀧本企業局次長 お答えさせていただきます。

今回の課別説明書を御覧いただくと、総額では、2億8,300万円の増額補正になっています。冒頭説明がありましたように、米倉山の新世代エネルギーシステム研究開発ビレッジの増額分でございます、その中で建設改良費と機械設備改良装置ということで、企業会計上2つに分けて課別説明書の説明をしておりますが、トータルとすれば、補正前が8億300万円になっておまして、それを2億8,300万円増額して、10億8,600万円の全体の工事費ということでございます。

そのため、もとの8億円に対して、資材の高騰や地盤のことなどを精査した上で、2億円ふやして10億8,600万円にするという全体像の工事でございます。

白壁委員

それはわかります。そうではなく、建物の改良費と機械設備改良費の2つに分けてありますが、建物の改良費が当初の6,700万円に対して、いきなり1億3,500万円になっているので、この内訳を聞いたら、全体が2億8,300万円で、資材高騰が5,300万円増と説明がありました。

逆に言うと、この2つ合算で設備改良工事などが載っていれば、今の説明で成立するのですが、そうではなく、ここに書いてある金額の内訳の説明を求めています。

宮崎新エネルギーシステム推進室長 新エネルギーシステム研究開発ビレッジの継続費として、3カ年前から継続しておまして、令和2年、3年、4年で総額17億9,000万円の事業となっております。

今回補正させていただいたのは最終精算に向けての金額で、それが今年度に

年割した額に対して大きくふえていますので、6,000万円から大きくふえているように見えますけれども、総額約18億円の事業費に対して、資材高騰等によって、約2割の2億8,000万円をふやしましたので、委員の御指摘と変わらない範囲の増額だと考えております。

白壁委員

何となく見えてきました。

継続費で来ており、その分母が18億円あって、今回の既定予算というのは今年度の既定予算であって、それに対して、総がかりのところは1億3,500万円になったということですね。

地盤改良の関係では、今、世の中の流れでは大体15%から20%くらいの高騰となっていますが、地盤改良についてはどういう捉え方をしたのでしょうか。

宮崎新エネルギーシステム推進室長 地盤改良に関しましては、委員御指摘のとおり、概略検討の段階におきまして、既存のボーリング調査データを使用した設計をしておりました。

現に、建物を建てる際に改めてボーリング調査をしたところ、支持地盤として想定していたさらに下に軟弱地盤があるという、二重構造の地層が発見されました。そこに支持を到達させる必要があるのかを検討したところ、支持地盤の下のさらに存在した軟弱地盤の下まで一定の改良が必要だということになりまして、その費用が当初から見込んでいたところから増額させていただいたところではあります。

白壁委員

それが幾らですか？

宮崎新エネルギーシステム推進室長 5,300万円で、先ほどのとおりです。

白壁委員

ほかのところの建物の重量と今回の建物の重量が違って、支持地盤をシートパイルで支えようと思っていたら、その下に軟弱地盤があったため、その下まで持っていき、摩擦でもたせているということでしょうか。

宮崎新エネルギーシステム推進室長 実際は、支持地盤にパイルで支持をさせる方法もあったのですが、複数本のボーリングをしたため、その行為自体で地盤を崩している可能性があるということでしたので、その周辺一帯の地盤を改良して、面的に支えるという方法を採用しました。

白壁委員

セメントの改良をかけて、それをラップルで上げてきたということでしょうか。

宮崎新エネルギーシステム推進室長 コンクリートの柱状改良と入替え、これを複合させた方法を採用させていただきました。

白壁委員

何となく分かってきました。

その下の機械装置改良費の部分について、当初がこのくらいで、今年度の既定予算がこうで、こうなったというのを説明してもらえますか。

宮崎新エネルギーシステム推進室長 機械装置に関しましては、説明のとおり、FC-Cubicの入居に対する要望事項、例えば、一酸化炭素中毒に対する職員の保護、各部屋へのアルゴンのラインの追加、そして、研究機関でありますので、液体

窒素のサージタンクを持ちたいという要望がありまして、これらを県の工事で対応し、この金額は家賃としてF C—C u b i cからいただくということになっております。

白壁委員 そのように説明していただければ分かります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※第226号 指定管理者の指定の件

質疑

(丘の公園の指定管理者の選定について)

浅川委員 今の説明のとおり、丘の公園は桔梗屋に指名するという提案がございました。御承知のとおり、私は地元議員として、丘の公園の関係者とともに地域振興でいろいろと活動してきました。また、丘の公園自体が地域の食材などを利用していただき、指定管理者として大変貢献していただいたと思っております。

平成15年に私が議員になったとき、全国で初めて指定管理制度が始まりまして、たまたま、所管の委員会でいろいろと取り沙汰されたことも記憶しております。

桔梗屋が指定管理者になるということ一通りの説明があったのですが、さらに踏み込んだ部分で質問いたします。

点数を見ると若干の違いがあるわけですが、選定理由については、具体的にどのように決定したのでしょうか。

雨宮企業局総務課長 お答えします。

株式会社桔梗屋の提案につきましては、丘の公園の各施設について、収益を上げるための施設とにぎわいを創出するための施設に分けまして、めり張りをつけた管理運営によって集客力の強化と収益性の向上を両立することとしております。現在の丘の公園の運営を引き継ぐ中で、既存のゴルフ場などの運営に加えまして、幼稚園や保育園の遠足、雨の日でも子供と一緒に遊べるファミリー向けの施設として発展させていくこととしておりましたので、訴求力が高く、これまで以上に施設の魅力度を高めて、利用者の増加に取り組む点が評価されました。このほかには、広報PRですとか旅行会社への営業活動、レストランメニューの充実、人材育成など、株式会社桔梗屋がグループ企業として連携して行う利用者増加やサービス向上のための手法も評価された点でございます。さらに、先ほど申し上げましたとおり、納入金額が1,545万5,000円多い、1億4,545万5,000円、税込みで1億6,000万円を提案されています。これに加えまして、安定的な運営が可能となります経理的基盤を有しております。

利用者の増加による収益性の向上やサービスの充実により利用者満足度のさらなる向上が期待できるところでございます。

浅川委員 当初、指定管理が始まったときは、たしか納入金が1億5,000万円だったと記憶しています。この辺は、どういう変遷を経て、今、1億2,000万

円になったのか教えてください。

雨宮企業局総務課長 確かに、当初は1億5,000万円ということがありました。

納入金は、企業局がいただき経費として使う部分でして、一部として県有地の借地料を払っておりますので、そういった部分が減っております。

今回、前回よりさらに減っているのは、県有地の借地料の部分が減っているという経緯でございます。

浅川委員

八ヶ岳コースやテニスコートを廃止して、グランピング等々の新しい制度を取り入れるとのことですが、これは企業局が決めていたのですね。

去年、三菱総研が何か調査をしましたよね。その中で、今後、子供やファミリー向けに対応するということでした。

もう一つ、ここは長野県の町村ともかなり連携をしているのですが、その辺の提案も加味されていたのでしょうか。

雨宮企業局総務課長 株式会社桔梗屋と市町村の連携については、株式会社桔梗屋提案の中身を見ますと、まずは、丘の公園の各施設をしっかりと管理し、利用者の増加を図る中で、地元産の食材や地域の宿泊施設などと連携し、集客の効果を地域に波及させ相乗効果を生み出すというような取り組みとなっております。

また、株式会社桔梗屋は、県立フラワーセンターやクララ館といった北杜市内の指定管理施設の管理運営も行っておりまして、こうした施設と連携した集客に取り組むこととされております。これまでも、北杜市観光協会の会員として北杜エリアのイベントなどへの協力も行ってきたということも聞いております。

委員御指摘の地域の自治体等との連携等、また、イベント等への参画等につきましては、新たに指定管理者となる事業者ですので、地元の市町村や関係団体とも相談しながら、地域に溶け込めるように徐々に進めていくことになると思っております。

企業局としましても、株式会社桔梗屋に一刻も早く指定管理を軌道に乗せてもらって、地元の北杜市や観光協会など関係団体と連携をしまして、八ヶ岳南麓地域の振興に貢献していけるようサポートしていきたいと考えております。

浅川委員

いい話をさせていただきました。

私は、最初に、企業局が丘の公園のゴルフ場をつくったときから、コブシ祭りというコブシのオーナー制をとって、それを地元の観光業者等が引き継ぎ、今のような形になっております。今は、地域でさまざまな事業やイベントを展開しています。

企業局や丘の公園が関与してくれているのは、6月に行われている、つつじ祭り清里ウォークです。これは、約1,000人が集まっています。そのようなことを、次の指定管理者になる方たちが、しっかりとパートナーシップを取れるのか、その辺を企業局としてはしっかりと相手にお伝えできると期待しているわけですね。この辺もしっかりと相手方に伝えていただきたいと思いますが、いかがですか。

雨宮企業局総務課長 地域との連携やイベントの参画等に向けましては、企業局としましても株式会社桔梗屋と話をしながら進めていければと考えております。

浅川委員

平成15年に初めて指定管理が決まるときに一番問題になったのが、従業員の再雇用についてです。その辺については、私も結構動きました。労働組合関

係の方たちが入ってきて、ごたごたした経過があったのですが、このことについては、これから指定管理を受ける組織とは、その辺をどのように進めていくのでしょうか。おそらく、今までやられていた方がいないと回らないだろうと思っておりますが、その辺はどのように進めていくのでしょうか。

雨宮企業局総務課長 お答えします。

丘の公園の従業員の雇用ということでございますが、現在の従業員の方々は大変な不安を抱いていると私どもも心配しております。また、従業員の雇用は地元にとっても大きな問題でありますことから、企業局としましては、引き続き現在の従業員が雇用され、丘の公園で働いていただけることが理想だと考えております。このため、早い段階から、継続雇用につきまして、現指定管理者と株式会社桔梗屋、それから企業局による3者で協議を行っているところであります。そういう中で、株式会社桔梗屋からは、基本的に希望者を雇用する前提で検討していただけるという回答をいただいております。企業局としましては、希望者ができるだけ多く採用されるよう取り組んでいきたいと考えております。

浅川委員

その部分が大変危惧していたのですが、記憶では、企業局側は、平成15年のときに再雇用について1年間面倒をみるという答弁をしていた気がします。再雇用できるまでに辞めていく方もいましたから、その人たちの再就職も含めて1年間は企業局サイドでみると。当時は公社でしたから、面倒をみるというような話もあったのですが、その辺については、どの辺まで企業局として関与するつもりでしょうか。

雨宮企業局総務課長 お答えします。

現従業員の雇用ですけれども、株式会社桔梗屋と3者で話をしている中で、桔梗屋からは、できるだけ多くの雇用をしていきたいというお話をいただいております。そのような中で、希望される方は検討していただけますので、それ以外の若干名の方がどうなっていくのかはありますけれども、多くの方が、引き続き企業局の丘の公園で働きたいという希望をされております。そういう情報を得ておりますので、その辺は、あまり心配しなくていいかと思っております。あとは、ここで退職される方などもいるかもしれませんが、その辺については、情報を把握していきたいと思っております。

浅川委員

ぜひ、取り残しがないうよう指導してください。

私は、この間の代表質問でも、指定管理が4年間というのは短いのではないかという質問をさせていただきました。私は、現指定管理者とも近いパートナーシップを組んでおりまして、4年では出資もできないと言われていました。議会で指定管理の期間を4年と決めておりますが、今度は令和9年に変わりますよね。その部分も含めて発言したほうがいいと思い、発言させていただいております。

あわせて、ゴルフをやる方はわかると思うのですが、クラブハウス等々もかなり老朽化しております。企業局側は50数億円の借金を抱えており、地域振興から30何億円、電気事業から20何億円を入れており、そのことで、企業局が新たに出資できないだろうということですが。

先般、鳥取県に行ったときに、企業局のPFIという事業を見させていただきました。今度の指定管理者は、かなり財源がありそうですが、それも含めて、やっぱり長期の契約とPFIも含め、企業局が今後新しい展開の中で考えていくべきだと思います。

公営企業管理者、ぜひ、その辺について、また、我々はあそこが地域振興の拠点であると思っておりますので、一言お願いします。

中澤公営企業管理者 委員御指摘の件、9月議会でも御質問をいただきました。その際にも答弁をさせていただいているところでございますけれども、御指摘のとおり、本来、指定管理というのは、行政にはできない、ある程度継続して民のすばらしい力、活力を使って、よりよい住民サービスを提供するというのが本旨だと思っております。

今まで、10年というようなこともありましたけれども、議会の審議をいただく中で、今は4年になっております。御指摘のとおり、4年ですと、なかなか投資ができないという話を聞いておりますので、今後、議会の皆様方としっかりと意見交換をする中で、また、制度を持つ所管課へも、そういう提言があるということも伝える中で、令和9年度に向けましては、このような施設についてはどういう指定管理の期間がいいのかということもしっかりと議論をさせていただいて、また議員の皆さん方にもお諮りする中で、しっかりと検討していきたいと思っております。

PFIについても、県では防災新館などでPFIをやっておりますので、その辺の手法などもしっかりと勉強する中で、令和9年度が指定管理の更改になりますので、それまでにはきちんと結論を出して、皆様方に御審議いただく中で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

質疑 なし



主な質疑等 産業労働部・労働委員会関係

※第211号 指定管理者の指定の件

質疑

(アイメッセ山梨の指定管理について)

向山委員 今の説明で利用者の増加策についての部分もありましたが、ここにもあるとおり、ターゲットを絞るとありますので、具体的な増加策についてお伺いします。

中澤産業政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

具体的な提案ということでございますが、まず、現状分析といたしまして、展示会のリアルでの開催を見直す動きがあるということやコロナの影響で密を避けて、より広いイベント会場を求めるニーズの高まりが、現状分析として提案されております。それを踏まえまして、オンラインとリアルを融合したハイブリッドな展示会を提案していきます。あとは、広いイベントスペースということで、これまで体育館などを活用していた入学式や卒業式、あるいは各種試験といったものを積極的に誘致する提案がされておりました。さらに、イベントに関連します宿泊や飲食、あるいは清掃といった、関連する多様なニーズにワンストップで対応するという提案が評価されたところです。

向山委員 承知しました。

いろいろと情勢が変わる中、取り組みを継続して、やまなし産業支援機構に行っていただくということで、いろいろと提案していただきたいと思っております。

もう一つ、この中で、地域貢献による事業効果や市町村との連携とあるのですが、かねてよりアイメッセは、水難の災害に関連のある大津町などの避難場所としても利用させほしいという要望が地域から上がっています。新たに指定管理をするときに、地域貢献というところで、ぜひ取り入れていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

中澤産業政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

指定管理者からの提案にも、災害時における地域住民の方々の避難地としての受入れですとか、地域の子供たちの施設見学などといった地域貢献を提案されているところです。

具体的には、避難地につきましては、よりしっかりと活用できないかという部分で、甲府市からも相談をいただいておりますので、今後できるだけ地元の方に使っていただけるような対策を検討していきたいと思っております。

向山委員 ありがとうございます。

本当に水害の多い地域であり、今後リニアで発展していく場所でもあるので、地域住民の皆さんの理解が深まるよう取り組んでいただきたいと思っております。

もう一点、以前、指定管理の特別委員会に取り上げましたが、アイメッセ行きのバスをイベントのときにもう少し増発していただきたい。県外の方や甲府市外の方、また自家用車を持っていない方が来るときの状況を、リニアの駅ができればバス交通ネットワークが変わってくると思うのです、現状、アイメッセへのバスが行き届いていないという指摘をいただくことがあります。これについてはバス事業所への提案になるのですが、ぜひ御検討いただきたいと思

います。一言述べていただければと思います。

中澤産業政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

事業者の提案でも、やはり、基本的に甲府駅からのバスがないという状況の中で、そこが一つの課題ということを示されております。

今、委員から御指摘がありましたような、特に大規模なイベントがあるときなどは、バスの交通事業者などと協議して対応できるようなことも、指定管理者とともに検討したいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第196号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの**

質疑

向山委員 (省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金について)  
まず、産2ページ、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金についてお伺いします。

先ほど御説明があったとおり、事業者の皆さんから高い関心があり、応募総数の実績もかなりあるということです。この12億6,000万円は、期間としては来年度1年間という考え方なのか、この幅をどの程度持たせているのかをお伺いしたいと思います。

中澤産業政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回増額をお願いしている分の期間につきましては、国の交付金が繰越できることになりましたので、余裕を持った事業期間を確保していきたいと考えています。具体的には今後詰めてまいります。設備供給の不安定化が懸念されておりますので、交付決定の日から来年度末まで、来年度いっぱい事業期間を考えております。

向山委員 ありがとうございます。

国の交付金の繰越に関しては、担当部局の皆さんも御尽力いただいて国に要請されたという話も聞いています。こうした形で長い期間を取っていただいたほうが、資材の部分もありますので、そうしていただきたいと思っております。

前回の9月定例会の際にも同様の部分があり、その際は2月が期限になっていたと思っております。ここについても繰越明許でやっていくと思うのですが、今後、どういう形で取り扱っていくのかをお伺いしたいと思います。

中澤産業政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

9月補正で計上して、今、申請交付決定を行っている分につきましては、設備の供給の不安定化というところがありまして、結果的に予定どおり納品されないというケースも考えられると思っております。

国の交付金の繰越が認められたことを踏まえまして、今回の繰越明許費の設

定には、9月補正分の予算も含めてお願いをしているところであります。今後、その年度内の完成が見込まれないような場合は、変更の交付申請・交付決定という手続の中で、事業期間の延長を認めていきたいと考えております。

向山委員

ありがとうございます。

ぜひ、事業者の皆さんの状況等も踏まえて、柔軟に対応していただきたいと思っております。

この省エネ・再エネの一番は、原油高・物価高の対応策だと思いますので、広く事業者の皆さん、また広く多くの方々に御利用いただけるよう、広報・周知も含めてお願いしたいと思っております。

(市町村等工業団地基盤整備費補助金について)

次に、産4ページ、企業立地の部分でお伺いします。

下今諏訪A工業団地とあるのですが、ここに進出する企業等が決まっていればお伺いしたいと思っております。

行村成長産業推進課長 お答え申し上げます。

下今諏訪A工業団地につきまして、現在の入居企業については未定でございます。

向山委員

これから造成して、そこに募集をかけていくようなイメージということで承知しました。

(賃金アップ環境改善事業費補助金について)

次に、産7ページ、仕事と家庭の両立支援事業費で確認します。

これは時給換算だと思うのですが、時給に換算されないようなところは、どのように当てはめるのかをお伺いしたいと思っております。

渡辺労政雇用課長 ただいまの質問にお答えいたします。

時給換算で最低賃金が示されない場合は、積算を1日の労働時間7.75時間で割りまして、時給の換算を出してまいります形でございます。

向山委員

わかりました。この事業も労働者や事業者の皆さんに還元できる事業だと思いますので、ぜひ、多くの事業者の皆さんに御利用いただいて、いろいろな事業者の皆さんがあると思うのですが、わかりやすく広めていただければと思います。

最後に1点、この業務改善推進補助金という内容の部分、コンサルティングは何となくわかるのですが、設備投資や人材育成等はどのようなものを想定していて、どのような補助金の形にしたいのか、具体的な構想があればお伺いしたいと思います。

渡辺労政雇用課長 ただいまの質問にお答えいたします。

設備投資の例といたしますと、機械装置等の購入費、機器設備類ですとか、人材育成、教育訓練費、賃上げに効果的な外部団体等が行う人材育成セミナー等の受講、それから経営コンサルティングの経費といったもの、あるいは、システム開発への委託といったものが想定されているところでございます。

導入事例などを見ますと、例えば、デリバリー拡充のためのコンサルティングに必要なシステム、機材の導入といったもので、賃上げ計画を作成しますとともに生産性の向上を同時に図っていく中で、次の賃上げに、生産性向上につ

ながるような業務改善を行っていただく。そういった企業の活動の支援をしてまいりたいと考えております。

向山委員 承知しました。本当にいろいろな事業者さんがいると思うので、各事業者さんが、この事業費を使いたいというときに、わかりやすい事例を示していただくと手が出しやすい補助金制度になると思いますので、そこをお願いして、質問を以上とします。

志村委員 私も関連してお聞きします。  
これは、事業完了が来年3月31日までという期間が限定されている事業でよろしいですか。

渡辺労政雇用課長 ただいまの質問にお答えいたします。  
こちらは、国の業務改善助成金と連動した補助事業になりまして、国の助成事業が毎年度1月末申請期限の年度内ということでございますので、県もそちらに上乗せ支援という内容ですので、その交付決定に合わせた形で事業の申請受付等を整理しているところでございます。

志村委員 そうすると、この事業自体は国の事業に上乗せしているということで、ここに補助率が載っていますが、これについての相談や問い合わせ、あるいは、要項等が出ていて、それにもとづいて助成対象経費の内容が具体的にどのようなものが該当するののかということ、県のほうで対応していただけるのですか。

渡辺労政雇用課長 ただいまの質問にお答えいたします。  
国の交付決定分につきましては、県の審査の簡素化も含めまして、国の内容につきまして、その写し等を活用させていただき、県の審査を進めてまいりたいと考えております。  
県の拡充部分につきましては、県独自の審査を行ってまいる予定でございますが、その際には、こちらの課別説明書の中にもありますとおり、社会保険労務士という専門家を活用した支援も行ってまいりたいと思っておりますので、そちらを十分に活用していただきたいと考えております。

志村委員 わかりました。  
現時点でというのは少し無理かもしれませんが、このように補正予算をつけているので、見込みとしてどのくらいの件数を見込んでいますか。

渡辺労政雇用課長 今年度、さらに来年度を含めまして、約100件の事業申請を想定してございます。

(やまなしスタートアップ支援拠点調査事業費について)  
志村委員 次に、産4ページ、スタートアップ支援拠点調査事業費について、補正額が1,394万円となっておりますが、これは支援拠点に必要な機能・設備等の調査ということですがけれども、具体的な内容をお聞きしてもよろしいでしょうか。

行村成長産業推進課長 お答え申し上げます。  
全国の自治体でスタートアップ拠点整備を既に行っておりますが、本県においても、これを念頭にして、どういった支援拠点が必要なのかを調査する事業でございます。具体的には、既存の県有施設、例えば、青少年センター本館等の活用を念頭に置きつつ、ハード及びソフト面において必要な機能があるのか

という部分に関しまして、どの程度の費用負担が発生するのかといった調査を行うものであります。

我々といたしましては、ハード面につきましては、いわゆるスタートアップ向けのオフィス機能、インキュベーションとしての機能、これに加えまして、ソフト面で言えば、常駐して支援を行う者の設置、また、それ以外にもコワーキングスペース等の整備を念頭に置いておりますが、具体的には調査の中で本県のスタートアップ支援に必要な機能を検討してまいるところでございます。

志村委員 支援拠点は1カ所というイメージで、施設名も出ましたが、青少年センター本館が支援拠点として活用できるのかも含めて検討しているということでしょうか。

行村成長産業推進課長 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおりでございますが、青少年センター本館は、そういったスタートアップ支援に必要なのか、また、仮に当該土地で解体して新設した場合ですとか、他の土地で新設した場合の費用負担も比較考慮しながら決定したいと考えておるところでございます。

志村委員 ということは、青少年センター本館は老朽化やリバース和戸との統廃合という流れの中で用途廃止し使用しないという前提で、ここまで進んできたと思うのですが、そのまま使うということは多分ないだろうと思っておりますので、そこに新たに支援拠点を整備する可能性があるかと理解してよろしいですか。

行村成長産業推進課長 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおりでございますが、可能性の一つとしてですけれども、青少年センター本館につきまして、仮にこれを使用する場合は、委員御指摘のとおり改修等が必要になるかと思っておりますが、その可能性の一つとして青少年センター本館の活用等も検討してまいりたいと考えているところであります。

(賃金アップ環境改善事業費補助金について)

水岸委員 多少、向山委員、志村委員と重複するかもしれませんが、課別説明書の産7ページ、賃金アップ環境改善事業費補助金について伺いたいと思います。

物価高騰による実質的な所得の減少や原料コスト高による収益の圧迫など、県民生活や企業経営は厳しさを増しております。こうした中、国においては、新しい資本主義の実現により経済を立て直し、持続的な経済成長に向けて人への投資と分配を促しておりますが、特に、賃金が伸びなければ消費につながらず、次なる成長も導き出せないという認識のもと、国においては、中小企業のうち最低賃金の引上げに向けた助成制度を行っていると承知しています。

今般、県においても賃上げのための環境改善に向けて新たな支援策を講じることとしておりますが、そこで何点か伺います。

賃金アップ環境改善事業費補助金事業の意図する狙いは何なのか、まず伺います。

渡辺労政雇用課長 ただいまの質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、現在、コロナ禍ですとか、原材料やエネルギー価格の高騰など、特に価格転嫁が難しい中小企業にとりましては、大変厳しい経営環境にあると認識しております。こうした中、特に、本県の産業は中小企業が支えている状況でございますので、中小企業で働く皆様の所得向上を通じて県内経済を活性化し、物価高騰を乗り越えていくことが重要であると考えておりま

す。

このため、賃上げに取り組む中小企業を後押しし、加速させるために、国の基準よりも補助対象事業者を拡大するとともに、その原資となる企業の収益向上につながる設備投資、それから人材育成に要する費用、これらを国の制度に上乘せして助成をしていくこととしたところでございます。

県民生活を守り、地域経済の成長を実現するため、県として、賃金を引き上げ、良質な雇用を生み、地域における雇用と賃金の好循環に対し積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

水岸委員

県のきめ細かい支援内容については承知しましたが、ぜひ、多くの中小企業にこの補助金を活用してもらい、賃上げによる所得の向上と地域経済の好循環を期待したいと思います。

最後に、多くの県内中小企業に活用してもらうために、この制度を幅広く知ってもらうことが重要だと思いますけれども、その周知方法について伺います。

渡辺労政雇用課長 ただいまの質問にお答えいたします。

制度の周知に向けましては、現在、働き方改革アドバイザーやプロフェッショナル人材戦略拠点マネージャー、さらには、連携する金融機関などがプッシュ型で企業を訪問しております。そういった形を活用しまして、各企業に働きかけてまいりたいと考えております。

また、国の制度の活用や周知も必要であることから、山梨労働局等関係機関ともしっかりと連携をいたしまして制度を周知し、中小企業の賃上げ環境改善に取り組んでまいりたいと考えております。

(省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金について)

藤本委員

産2ページ、産業政策課所管の省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金12億6,000万円について伺います。

この補助金ですが、先ほど来、委員会の中で出ましたが、中小事業者において省エネ・再エネ等の設備の導入を支援するため、9月議会において、省エネではおおむね150万円で平均250件、再エネでは上限600万円で10件ほど積み上げて積算し、当時は4億5,670万円上程されていましたが、この事業の申請事業者数と執行率について伺います。

中澤産業政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、申請事業者数でございますけれども、252の事業者から申請をいただいております。申請額は5億3,177万4,000円となっております。内訳ですけれども、省エネが218件で3億5,165万4,000円、予算の想定に対しますと94%程度。再エネが35件で1億8,012万円、予算の想定と比べると3倍の件数と金額となっております。

予算の段階で正確な件数や金額を見込むのは難しい面もございましたので、実際の執行にあたりましては、省エネ・再エネの分けは特にせず、予算総額の中で順次申請を受け付けて、ニーズにお応えするようにしております。

藤本委員

この補助金ですが、今回は前回と比べておよそ3倍ということで、大きく上回る額になっているのですが、この目的または効果のために、どのような事業成果を描いているのかお伺いします。

中澤産業政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

9月補正で計上した分につきましては、約1カ月間の申請期間を設けました

が、開始から10日あまりで受付終了になったことも踏まえまして、今回は約3倍の予算を確保したところでございます。

県といたしましては、可能な限り予算の確保に努める中で、事業者の皆様へのニーズにお応えしたいと考えております。エネルギー価格が高騰、長期化しておりますので、多くの事業者の皆様へ省エネ設備への切り替えですとか、再エネの導入を図っていただきまして、体質強化を進めていただきたいと思います。

藤本委員

多くの事業者の方に体質を強化していただきたいということで、今回も省エネ設備は同様の補助内容でしたが、9月議会のときと異なりまして、今回は、先ほど枠は取っ払っているというお話がありましたが、再エネ設備の一事業者当たりの補助額が100万円と、下限の金額が200万円下がっています。

省エネ設備の補助額には変化がありませんが、再エネ設備のみ下限額を引き下げたのはどういった意図からでしょうか。

中澤産業政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

この補助事業を進める中で、事業者の方々から店舗の規模に見合ったコンパクトな太陽光パネルも対象にしてほしいという要望を相当数いただいているところです。こうした御要望にお応えするため、家庭用の太陽光パネルを想定する中で、補助申請額の下限を300万円から100万円に引き下げたいと考えています。できるだけ事業者の皆様へのニーズにお応えできるよう見直しを図ってまいりたいと考えています。

藤本委員

利用者の方が利用しやすいようにということで、今回の補助事業は来年度いっぱい、また、今後も使いやすいように周知していくということでした。

これまで、コロナ対策として自動水洗やトイレ設置が促進したときにも同じような課題が発生したと思うのですが、全国的に同様の取り組みをしている上に、国際経済のバランスの変化などによる半導体の不足や、また、発注してもすぐに製品が届かない状況があると聞きますが、そのような事態は、これまでの程度発生していたのでしょうか。

中澤産業政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

9月補正分の事業を進めている中で、設備関係の業者の方々から、納入に時間がかかるから申請を諦めたというような声も幾つかいただいております。具体的には、太陽光パネル、給湯設備、比較的規模の大きい空調設備などでそうした状況があるものと考えています。

繰り返しになりますが、今回、繰越ができるということで、余裕を持った事業期間を確保してまいりたいと思っておりますので、より多くの事業者の方々に積極的に活用していただければと考えています。

藤本委員

この事業はとて素晴らしいと思いますので、余裕を持った事業の展開と、この事業がさらに利用できるよう、県としてどのように周知に取り組んでいくのかを伺いまして、質問を終わります。

中澤産業政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委員の御指摘も十分踏まえて、より多くの事業者の方々に補助金を活用していただきたいと思います。

周知につきましては、この事業につきましては、商工会の方々からの御要望も踏まえて事業化したという経緯もございますので、そうした経済団体の方々

とも連携して周知を図ってまいりたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※請願第4－3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求めることについて**

意見

臼井委員 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求めることについてであります。

中小企業・小規模事業者支援の充実強化等については、全国都道府県議会議長会でも政府に対して提言を行ってきている状況でございます。また、国におきましては、中小企業への最低賃金の引上げに対するさまざまな支援策を拡充しています。

最低賃金につきましては、新型コロナウイルス感染症や昨今の原材料費等の急激な価格高騰による雇用や経済への影響を考慮し、国の中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会の審議を踏まえて決定されるものでありますので、中小企業・小規模事業者の経営実態も十分に考慮して慎重に判断する必要があると考える次第です。

したがって、本請願につきましては継続審査とすることが適当であると考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

**※所管事項**

質疑 なし



主な質疑等 観光文化部関係

※第212号 指定管理者の指定の件

質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第213号 指定管理者の指定の件

質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第214号 指定管理者の指定の件

質疑

(県民文化ホールの指定管理について)

向山委員 電気料高騰に伴う追加委託料ですけれども、この算出方法を確認させていただきたいと思います。

柳沢文化振興・文化財課長 電気料の単価を算定の根拠としてございますが、詳細な計算方法につきまして、改めて説明をさせていただきたいと存じます。

向山委員 想像するに、これまでににかかっている電気料の増加分を比較検討して載せているのではないかと思うのですが、これは、いつ時点の価格で算定されているのでしょうか。

柳沢文化振興・文化財課長 東京電力から示されました令和5年4月以降の電気料金の構成単価により積算した金額により電気料の額の見直しをしたところでございますが、電気料金の単価は、令和5年1月までは、これまでの実績をもとに計算をすることとしてございます。それ以降につきましては、見込みとした額を5年平均によりまして計算することとしてございます。

向山委員 承知しました。何を問いたかったかということ、現状の価格での見込み分ですけれども、実際に、それよりさらに価格が高騰してしまった場合は、契約の中ではどのようなになっていますか。

柳沢文化振興・文化財課長 基本協定書には、価格が想定を超える変動があったような場合に

は両者で協議することとしてございますので、これにもとづきまして協議をしてまいります。

向山委員

ありがとうございます。

特別委員会でも、価格高騰分等について、指定管理の中で対応していただけるよう話をしましたが、かなり大きい金額に見えます。いろいろな社会情勢も含めて随時動きがあると思いますので、両者で話し合いながら価格を想定し、協議していただければと思います。

## ※第215号 指定管理者の指定の件

質疑

(美術館・文学館・芸術の森公園の指定管理について)

向山委員

指定管理業務についての見直しというのは、具体的に言うと、どのような見直しをかけているのでしょうか。

柳沢文化振興・文化財課長 現在、県立美術館のビジョンを策定中でございます。年明けに骨格が見えてまいります。3月には策定をされることとなります。このビジョンの策定を待って、指定管理業務の具体的な見直しをしてみたいと考えております。

向山委員

具体的には、指定管理に出すのではなく、県が直接管理するといったところの見直しをかけているという認識ですか。

柳沢文化振興・文化財課長 現在、検討してございますのは、指定管理業務につきまして、どのような業務が求められるのか、これをビジョンの策定後に検討したいと考えてございます。

向山委員

そうしますと、来春にビジョンを策定して、指定管理の選定業務は来年の同じ時期にまた行うのでしょうか。その辺のスケジュール感を確認します。

柳沢文化振興・文化財課長 現在、考えてございますのは、ビジョン策定後、速やかに指定管理業務の仕様書の見直しをいたしまして、来春、速やかに、5月、6月には募集できるようにしてみたいと考えてございます。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※第196号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(インバウンド観光復活プロモーション事業費について)

長澤委員        それでは、観2ページ、インバウンド観光復活プロモーション事業費652万3,000円について伺います。

      事業内容はロサンゼルスにおける旅行博の出展とありますが、ここでプロモーションを行う理由を教えてください。

矢野観光振興課長    今回出展いたしますロサンゼルスで開催される旅行博、LATASと申します。Los Angeles Travel & Adventure Showと申しますけれども、来場者数が2日間で3万5,000人以上、出展者数は300団体以上の全米最大の旅行博でございます。来場者の多くが富裕層の旅行者自身であったり、富裕層向けのツアーを取り扱う旅行事業者であることから、本県が目指します観光消費額の向上に高い効果があると考えられましたので、プロモーションを行うことといたしました。

長澤委員        富裕層がターゲットということですが、効果を高めるためにどうやっていくのか伺います。

矢野観光振興課長    今回の会場におきまして、現地旅行会社と連携しましたPRブースを設置いたします。そのPRブースにおきましては、富裕層向けのテーマ別のPR動画、これは6月補正事業で作成しておりますけれども、自然の中のアクティビティ、溪流釣り、マウンテンバイク、七面山のダイヤモンド富士のこと、それから、食、ジビエについてのこと、それから、地場産業、印章や印伝などのことにつきまして、山梨ならではの特別な体験を映像化しておりますので、こういったものを使いながらの効果的なPRを行います。

      ほかには、各種パンフレット等のPRツールを用いまして、職員が直接来場者にPR活動を展開いたします。2日間で40社程度を目標としまして営業プロモーションを実施し、プロモーション後も本県の最新情報を届けて、本県への誘客につなげてまいりたいと考えています。

      また、現地で100社を目標としましてアンケート調査を実施する予定でございます。それ以降の米国向けプロモーションにも応用可能なデータを収集・蓄積することといたしております。

長澤委員        こういったプロモーションは効果的だと思います。せっかくですので、他国でもプロモーションなどがあればと思いますけれども、その考えはありますでしょうか。

矢野観光振興課長    コロナ以前は最多の旅行者を受け入れてきました中国及び拡大傾向にありました東南アジア、シンガポール、タイ、ベトナム、インドネシア等に対しましては、本年度中にデジタルプロモーションを実施することといたしております。

      また、山梨の魅力を自国へ発信していただくため、国内に駐在しております大使館や商工会議所を招いた視察旅行を実施しております。既にタイと中東の湾岸諸国、サウジアラビア、カタール、クウェートなどを対象に実施したところでございます。

      これ以降、シンガポール、アメリカ等に対しても実施を予定しているところでございます。

討論                なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※所管事項**

質疑 なし

主な質疑等 農政部関係

※第216号 指定管理者の指定の件

質疑

(県立まきば公園の指定管理について)

藤本委員 議案第216号、県立まきば公園の指定管理者の指定についてお伺いいたします。

10月に、3年ぶりにまきば公園のフェスタに伺いました。大変御盛況で、県民の皆様がまきば公園に対してどのくらい関心があって、動物との触れ合いに興味があるのかが分かりました。

初めに、指定管理者となる団体を選定した理由の中で、アニマルウェルフェアを体験できる内容の提案を評価したとありますが、具体的にどのような提案があったのかをお伺いいたします。

渡邊参事・畜産課長 今回、審査のときに提案がありましたアニマルウェルフェアにつきましては、動物との触れ合いができるイベントでございます。動物の中身につきましては、綿羊、ポニー、ヤギ、ウサギの4種類の動物を飼っておるところでございます。そこでの飼育状況や家畜との触れ合いに通じることによって、動物の快適性に配慮した飼育を行っている、まきば公園の管理の状況に触れ合っていただくことによって、アニマルウェルフェアをしっかりと広めたいという内容になっておりました。

藤本委員 まさに、10月の初旬に、動物との触れ合いの姿を見せていただいたわけです。

指定管理者である子牛育成協会の既存の業務内容に、動物との触れ合い事業とあるのですが、この部分、これから時間がたつにつれてますます大事になってくると思うのですが、この動物との触れ合いの事業を、今後さらに充実させていくと理解してよろしいのでしょうか。

渡邊参事・畜産課長 まさしく、まきば公園の設置管理条例の目的にもありますように、動物や自然との触れ合いを提供するのが、このまきば公園でございますので、イベントとしましても、フェルトづくりや綿羊の毛刈り体験等も含めまして、動物との触れ合いにしっかり取り組んでいく所存でございます。

藤本委員 今回の提案と、今、渡邊課長が説明してくださいました動物との触れ合い事業の中で、動物との触れ合いを通じて人の心を癒す、いわゆるアニマルセラピーというものも、これからのまきば公園で、ぜひ、果たしていってほしい役割の1つだと思います。今後、まきば公園で、動物との触れ合いを通じてアニマルセラピーも果たしていけると認識してよろしいのでしょうか。

渡邊参事・畜産課長 今回の指定管理の企画の中にはございませんが、動物と触れ合うことによって、セラピー的なものにつながると感じておりますので、全ての来場者の方に、できるだけ動物と触れ合っていていただいて、そういった心のいやしになるような取り組みをしていただければと考えております。

藤本委員 ぜひ、まきば公園で、全ての来場者の方たちの心の癒しにつながるような取

り組みを形にさせていただきたいと思えます。また、動物との触れ合いを通じて、子供、障害者、また、高齢者の方たちの心理状態の改善ですとか、疲労、活力、不安等、また、怒りですとか、落ち込んでいることを改善するという役割も先行研究で確認されていますので、ぜひ、まきば公園の役割を、課を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

最後にその思いを伺いまして、質問を終わります。

渡邊参事・畜産課長 まさしく、動物との触れ合いは非常に大切なこととございます。まきば公園に来場された皆様が、そこで癒しを感じていただけるような公園にしていきたいと思えます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第217号 指定管理者の指定の件**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第218号 指定管理者の指定の件**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第196号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの**

質疑

(施設園芸等経営強化支援事業費について)

向山委員 農2ページ、施設園芸等経営強化支援事業費について何点かお伺いしたいと思います。

コロナ禍と円安、物価高、燃料の価格高騰は、農家の皆さんに大きな影響が出ていると思えます。特に、果樹や野菜などの施設園芸、また、水産養殖業での生産に欠かすことのできない生産資材の価格は約4割上昇していると聞いて

います。このような状況での経営維持に向けた強力な支援が必要であると考えますが、この事業費について、まず、施設園芸農家や水産養殖業者が行うコスト削減に必要な機器整備や資材購入を支援するということですが、具体的にどのような支援策を想定しているのかお伺いします。

鈴木果樹・6次産業振興課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

施設園芸では、生産コストを削減する機器や資材としまして、ヒートポンプ、あるいは循環扇などの機器、そして、保温性の高い被覆資材やハウス内部のビニールを多層化する資材など、また、生産性の向上を図るための炭酸ガス発生装置などを対象としております。

また、水産養殖業では、省力化を図るため、自動給餌機や生産性を向上するための高効率水中ポンプなどの機器を対象としております。

向山委員 今、御説明いただきましたが、これによって、どの程度のコスト削減、生産性向上につなげたいという部分の想定値があればお伺いします。

鈴木果樹・6次産業振興課長 まず、施設園芸では、ヒートポンプの設置により40%程度、それから、循環扇や自動温度調節器の設置により10%程度のコスト削減につながると考えております。また、ハウス内のビニール資材の多層化などにより10から15%の燃料費のコスト削減につながります。さらに、炭酸ガス発生装置の設置により、施設野菜あるいは果樹では、生産量が10%程度増加するなど、生産性の向上につながると考えております。

また、水産養殖業においては、自動給餌機により80%程度の省力効果、また、高効率水中ポンプなどの機器により5%程度のコスト削減につながると思います。

向山委員 もろもろの御説明をいただいて、委員会でも視察に行きましたけれども、効果的な最先端のものを入れる、あるいは、効率のいいものを入れることによって生産性の向上につながるとおっしゃるので、活用できる事業費だと思います。

次に、この対策の実施により加温の時期が遅れて、収入差が生じるからという理由で、10アール当たり15万円の奨励金を支給するとしていますが、具体的にどの程度加温が遅れが生じて、どの程度の収入差が生じるのかをお伺いいたします。

鈴木果樹・6次産業振興課長 施設園芸におきましては、このようなコスト削減、あるいは生産性向上などに取り組む場合、機器や資材の設置に発注から工事を含めると、おおむね1カ月の加温開始時期の遅れを想定しております。この1カ月の遅れですけれども、施設ブドウですと約23万円、施設の桃ですと15万円程度、施設のキュウリにおいては、加温開始時期が1カ月遅れることで、出荷時期が短縮されることとなりますので、約15万円の収入差が生じ、10アール当たりで平均しまして15万円の奨励金を支給し、経営強化に向けた早期の取り組みを後押ししていきたいと考えております。

向山委員 承知しました。

この事業を12月補正で行って、どのような計画で行うのかを確認したいと思います。

鈴木果樹・6次産業振興課長 議会で承認をしていただきました直後に募集を進めていきたいと思っております。

また、明許費をもっておりますので、できるだけ年度内に事業終了を想定しておりますが、それ以降になっても対応していきたいと考えております。

(省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金について)

向山委員

産業のほうでもありましたけれども、省エネ・再エネが農政のほうでもありますので質問します。

資材が滞っており、機器がなかなか入り込まないという状況もあると思います。そうしたところで、年度内に応募したけれども終了しないという方々への対応策について考えている部分はありますでしょうか。

鈴木果樹・6次産業振興課長 繰越明許をお願いしておりますので、それに対応していきたいと考えております。

向山委員

期限を区切ったの制度になるとは思いますけれども、いろいろな状況で、それに対応できない、間に合わない方に対しては、柔軟に対応していただきたいと思えます。

産業のほうでも聞いたので確認ですけれども、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金が新たに出ておりますけれども、9月議会で議決されたあとの実績値を確認いたします。

鈴木果樹・6次産業振興課長 省エネ・再エネの件でございますが、9月補正以降、募集等をした中で、当初の予算額を一時オーバーしたということで、10月29日で一旦受付を中止しておりますが、その段階で、農業用の暖房機等が約70件、その他LED灯等含めて合計で84件の応募を受けております。

向山委員

多くの業者の皆さんがこの部分についても興味、関心を持って動いていただいている暖房機、LED灯ということでもありますので、ぜひ、広報・周知も含めて、各事業者の皆さんに行き届いて活用いただけるような制度に、さらにしていっていただければと思います。

鈴木果樹・6次産業振興課長 JA等を通した中で事業の周知等を図っておりますが、引き続き漏れのないように続けていながら、また、迅速に手続きも進めていくような形で、希望する農家、あるいは事業者の方に漏れなく対応していくよう努めていきたいと思っております。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※所管事項

質疑

(農福連携について)

臼井委員

農福連携のことについてお伺いさせていただきます。

今、農政部と福祉保健部で山梨県農福連携推進センターを立ち上げていただいて、対応していただいていると思えますが、農政部としての役割、そして、農政部として、農家に対する連携によるメリットをどのように考えているのか



お尋ねします。

向井農村振興課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

農福連携につきましては、県の農福連携推進センターに農政部として職員を1名、業務を兼務してございまして、そこで農業者と福祉施設のマッチングに対する支援をしております。

農業者に対するメリットでございますけれども、近年、労働力不足等もございます。福祉施設の障害者の方ができる作業は限られますけれども、簡単な農作業について、その方たちに取り組んでいただくことによって、農業者としては労働力として非常に助かっているというお言葉を聞いてございます。

白井委員 1名兼務でセンターに派遣していることは承知してはございますけれども、農政部としてはそこだけですか。

向井農村振興課長 今年度につきましては、農政部としての単独の事業はございませんが、センターに行って、福祉保健部にかかる農福連携に伴う農福マルシェ等の事業に協力しております。

過去には、農政部として農福連携ガイドブックとPRの動画等を作成したという経緯がございます。

白井委員 主に障害者の方が対象となっておりますが、障害者の方だけでなく、高齢者の方、あるいは引きこもりの方々であれば農福連携に当てはまると思っております。

ただ、これは農家の皆さんの理解がないと進められない取り組みであると思っております。農政部は農家の皆さんに近い存在として組織があるわけでありまして、今のお話だと、農政部として農家の皆さんに対するアプローチが随分薄いような気がするのですが、農福連携に対して、農政部の皆さんがどこまで力を入れているのか、そのあたりがわかりにくいのですが、いかがでしょうか。

向井農村振興課長 農政部としては、各地域に農務事務所等がございます。そういったところで農業者と接してございますので、そういった機会を通じて、農福連携の紹介や、その地域でマッチング等した事例を説明しております。農政部としても、農業者と接する際に、地域の口コミで広まるよう、農福連携についてのPRをしておりますし、ホームページ、あるいは、今までつくったガイドブック等を使いながらPRをしている状況でございます。

白井委員 農務事務所が農家の皆さん方に近い存在であるということを理解させていただきまます。それでは、農務事務所の担当の皆さんが、農福連携のパンフレットを持って農家の皆さんに紹介していると理解してよろしいですか。

向井農村振興課長 常にそれを持って回っているということではありませんけれども、折に触れて、労働力が不足している現場、例えば、講習会や巡回などでそういった話を聞く機会があると思っておりますので、そういったときには、農福連携という取り組みがある旨を説明し、その後、興味を示されれば、PR資料等がございますので、そういったものを活用しながらマッチング等につなげていくこととなります。

いずれにしても、農家の近くに福祉施設があればベストでございますけれども、そういった地域の状況もさまざまでございますので、そういったものを考慮しながら進めているところでございます。

白井委員

農務事務所の日々の業務の中で、人手不足の相談を受けることもあると思いますし、その延長線上で福祉事業所との連携をお話しになると思います。

件数はともかく、先ほど申しましたように、農家の皆さんが「障害者の方は農作業に適さないのではないか」「かえって大変になるのではないか」と思われているのではないかと考えています。そんな話を農家の皆さんから直接お聞きすることもあります。

一方、マンパワーの部分、あるいは、人と人とのつながりということで、非常に地域でも活力が出る、あるいは、農業をしていない立場で言うのも変ですが、農家の皆さんは、どうしても単独の作業になりがちだと思うのですが、いろいろな人が集うことによって就業環境もにぎやかになっていく、そういった効果も十分に得られると思っています。

また、例えば、農地を借りたり、農家の人のところに行ってお手伝いをするだけでなく、福祉事業所が空いている農地を借りたり買ったりというようなこともできなくはないと思います。そういう意味で、農家の皆さんがどれだけ理解していくかが農福連携を推進していく上で非常に重要なポイントだと思っていますので、県としてどれくらいのアプローチをしているのかをお聞きしたところであります。

何か体験イベントのようなことはしていないのですか。

向井農村振興課長 体験イベントとしては、農業大学校でそういった体験的なことをやられていると聞いてございます。そのほか、ユーチューブの動画等を通じてPRしているところもございます。いずれにしても、マッチング件数等も順調に伸びておりまして、農家への周知も順調に進んでいると思いますが、今後さらにそういったPRに努めてまいりたいと考えております。

白井委員

ちなみに、農家の皆さんにとってJAの存在は非常に大きいと思いますけれども、農福連携に対して、JAの動きは、どのような状況でしょうか。

向井農村振興課長 申しわけございませんが、JAにつきましては十分に承知してございませんけれども、農福連携の取り組みについては、JAグループもそれなりに関わっているところでございます。具体的なかかわりの詳細は承知してございませんけれども、地域の農業者の取り組みということで、JAの営農指導等とも連携しながら取り組んでいると考えてございます。

白井委員

今のところJAとは連携していないということを理解させていただきました。JAも農福連携に対しては強力で推進していくと公言していただいていると理解していますが、今後、農福連携におけるJAと農政部との連携について、検討していること、考えていることはありますでしょうか。

向井農村振興課長 具体的な事業として、JAとの連携はございませんけれども、地域ごとの農福連携の取り組みについては、今後、地域の農務事務所と、その地域のJAとの連携を密にして取り組んでいくようなことで進めてまいりたいと考えてございます。

白井委員

先ほど申しましたように、JAもそういうことを掲げていらっしゃると思いますので、ぜひ、JAとの連携についてもしっかりと検討をいただきながら、日常的な営農指導の中での話になるのかはわかりませんが、農福連携について推進していただきたいと思っています。

そして、農福連携におけるロゴマークを作成し、使用の規定をつくって進めていると思いますけれども、このロゴマークの効果や実績について、農政部で把握しているものはありますでしょうか。

向井農村振興課長 農福連携のロゴマークでございますけれども、農政部としても農福連携推進センターと連携する中で、農福マルシェ、商品のPR、あるいは、ロゴマークのシール等を活用しながら進めているところでございますけれども、申しわけございません、具体的な実績等につきましては、農政部では把握をしてございません。

白井委員 このロゴマークの使用の目的で、ブランド価値を高めるということを明確にうたっていると思いますので、農福連携のロゴマークをどれくらいの方々が使っていて、どれくらいブランド価値が上がったのか、売り上げも含めてだと思えますけれども、そういったものを、本来ならば、せっかくロゴマークをつくったわけですので、それらを明確に把握すべきかと思っています。もし、そういったものがあれば、情報提供していただきたいと思っていますけれども、いかがでしょうか。

向井農村振興課長 福祉保健部では実績等をつかんでいると考えてございますので、福祉保健部に確認をいたしまして、委員の方々に御提示をしていきたいと考えてございます。

白井委員 では、農福連携における売り上げやロゴマークの使用状況について、資料要求したいと思います。

清水委員長 ただいま白井委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

白井委員 最後に、県でやっている農福連携マルシェについては、こここのところコロナの関係で中止されていると思うのですが、民間でもいろいろとマルシェのようなものやっております。そういった場に足を運んで見させていただきましたが、障害者の皆さんが非常にやりがいというか、働きがいとか、いろいろなことを感じながら、すごくいい笑顔でマルシェでの販売をされている様子を見させていただきました。とてもすばらしい取り組みであると考えておまして、ぜひ、センターにかかわる兼務職員の方だけではなく、農政部の皆さんにも、行かれていらっしゃるかもしれませんけれども、そういったところに足を運んでいただきたいと思っています。

お話を伺うと、農福連携については福祉保健部寄りの話に聞こえなくはなかったのですが、そんなことはないかもしれませんが、そんなふうに感じたものですから……。

くどいようですが、先ほど言ったように、農家の皆さんの理解があって、もっともっと広がるものだと感じておりますので、今後もマルシェの様子などを見ながら強力に進めていただきたいと思いますが、最後にそこをお伺いして終わりにします。

向井農村振興課長 農福マルシェにつきましては、今はコロナ禍ということで、一般のお客様を迎えるの取り組みをしてございませんが、県庁の中では、農福マルシェの商

品をPRするという取り組みをしてございますので、そういったことで、県庁内でも周知はされているところでございます。

福祉保健部等の事業になりますけれども、今年度は自動販売機等で農福連携商品を販売する取り組みもされていると承知してございますので、農福連携商品のPRも含めて、また、農政部としても農家の方に農福連携のPRを、JAと連携してさらに進めてまいりたいと考えてございます。

(養殖魚用の飼料供給支援について)

藤本委員

幾つかお伺いをしたいと思います。

まず、養殖魚用の飼料供給の支援についてお伺いいたします。

畜産の場合ですと、畜産DX等で飼料価格が高騰したときの対策があると承知していますが、養殖業者へのまなざしが薄いのではないかと思います。餌に使う魚粉ですとか大豆、油カスや小麦粉、米ぬかなど、価格の高騰による養殖用の配合飼料、また、電気代の値上がりが深刻であることを現場の養殖業者の方から伺いました。

県として、これまで養殖事業者に対する支援は、どのような事業が展開されてきたのかをお伺いいたします。

小林食糧花き水産課長 養殖業者の支援につきましては、これまで具体的なものはございませんが、近年、飼料価格の高騰に伴いまして、燃油と同様、飼料価格のセーフティーネットが設定されておりますので、そのセーフティーネットへの加入促進という意味では、漁連を通じまして、できるだけ多くの漁業者に参加していただくよう働きかけをしているところでございます。

藤本委員

県としましては、畜産ですと飼料関係対策事業費など餌の対策があるのですが、養殖用の飼料関係の対策事業は実施されていないということがわかりました。

そこで、今、セーフティーネットが設定されているので、加入促進を図っていくというお話だったのですが、どの程度、県内の養殖事業者がこれに参加しているのかをお伺いいたします。

小林食糧花き水産課長 県内の養殖事業者は46ございまして、うち8事業者の方が現在加入をしております。引き続き加入促進について働きかけをしているところでございます。

藤本委員

そうしますと、46養殖事業者のうち8事業者ということですので、およそ2割程度にとどまっていると思います。

今まで、このセーフティーネットに参加するよう、県として頑張った結果8件になったのか、あるいは、なかなか伸びなかったのか、どちらでしょうか。

小林食糧花き水産課長 このセーフティーネットの加入時期が例年3月ということ国で定めておりまして、例えば、4月に急に飼料が上がったから入りたいといっても、一年待ってから入らなければいけないということがあります。その間に飼料価格が変動しますので、入らないという意向の養殖業者もいると聞いております。

加入促進につきましては、国の協会から県の漁連に通知が来て、県の漁連から各養殖業者全戸に加入促進の通知を発するという仕組みになっております。

藤本委員

そうしますと、時期の問題や社会情勢の問題があると思うのですが、今回の物価高、円安、そして、かつてないほどの餌の値上がりは、私も閉会中審査の

際に富士・東部また峡南地域の養殖業者を視察してきましたが、このセーフティネットへの加入促進を図ることももちろん大事ですけれども、県としても養殖事業者の方の負担を軽減していく、緊急的に養殖事業者が今後も適切な生産量を維持することがかなうよう、価格の高騰による養殖用の配合飼料への緊急的な支援を県として御検討願いたいのですが、御所見をお伺いいたします。

小林食糧花き水産課長 知事もおっしゃっていますが、県といたしましては、現在、短期的な支援ではなく、中長期的な足腰の強い支援ということで、今回の12月補正予算においても、省エネ・再エネ、コスト削減という形で養殖業も加えていただいたような形で支援をしておるところでございます。

飼料価格の支援につきましては、漁連や養殖業組合とも相談したいと思えます。

藤本委員 相談していただきたいのですが、相談している間にも価格が高騰し続けていきます。畜産のみならず、養殖事業者の方にとっても、本当に死活問題になってきますので、前向きに進めていただきたいと思えます。

加えまして、養殖用の飼料の価格高騰が一時的なものであると養殖事業者の方は認識していないことが対話を通じて認識できました。市川三郷町で餌用の米をつくっている生産者と話をしたのですが、近隣の養鶏農家へ生産した米を供給していることを伺う中で、改めて、飼料の自給は重要だと感じたところですが、畜産飼料の自給生産と同様に、養殖用の飼料の生産体制の強化も必要だと考えます。

これまで、県では、養殖用の餌の活用や魚介類の残渣、また魚粉利用など、どのような取り組みに対して支援を行ってきたのかお伺いいたします。

小林食糧花き水産課長 申し訳ございません、そこまでの知見がございませんが、その内容につきましては、水産技術センターに確認をさせていただきたいと思えます。

藤本委員 ぜひ、今後、県におきましても、食品製造過程で生じる残渣ですとか、農作物の残渣、また、未利用の動物性のタンパク源を利活用した養殖用の飼料開発を産官学連携により進め、まずは検討していただきたいと思えますが、県の御所見をお伺いいたします。

小林食糧花き水産課長 現在、水産技術センターでも昆虫の試験等を行っておりますが、加えて、今、委員から御指摘をいただいた内容につきましても検討してまいりたいと思えます。

藤本委員 ぜひ、今後、自然災害や世界的なさらなる経済情勢に左右されない本県の養殖業を進めていくためにも、畜産飼料と同様に、養殖用の飼料の自給体制の構築支援を望みます。

(養殖場の更新について)

養殖場の更新についてですけれども、先日、富士・東部でマスを養殖しておられるところを視察してきました。生けすを利用しておられて、しっかりと事業継承の担い手がいるという方だったのですが、生けすを更新したいと考えた際、中の魚を移すことが簡単ではないということで、結局、養殖業を開始されてから今日までそのまま、今回も生けすの改築、造成を見送ったという方がおられました。

そこで、県として、これまで生けすを更新したいという意向を持つ養殖事業

者に対して、どのような支援を展開されてきたのかお伺いいたします。

小林食糧花き水産課長 個別具体的にそういった細かい内容の相談については、水産技術センターなどの普及業務として受けている可能性はありますけれども、我々として相談を受けたことはないのですが、具体的な相談があれば対応していきたいと考えております。

藤本委員 個別具体的に相談があれば、県としても対応していきたいという心強い言葉をいただきました。

本県の養殖事業者は46ということになっていますので、生けすの更新を考えている養殖経営者に対しては、県としても前例をつくるくらいの覚悟を持ちまして支援をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

小林食糧花き水産課長 後継者がなかなかいない中で、古くなった生けすの更新は大事なことだと思いますので、本県の水産業の生産額を上げるためにも取り組んでいきたいと思っております。

藤本委員 さらに伺いいたします。

水産試験場の忍野支所に伺いましたが、忍野水産試験場は、富士の介のお父さんであるマスノスケが県内で唯一育成されているところです。

忍野水産試験場では、防犯体制として各場所に防犯カメラがあるのですが、設置してから数十年が経過しています。支所の事務所等には不審者が侵入しますとブザーが鳴って警備会社に通報が行く形になってはいますが、人工で針の空気圧で産卵を行う施設や育卵施設、発芽施設、マスノスケの生けす、また、水産試験場の施設内では防犯カメラでの録画ができないため、常に事務所で誰かが見ていないと部外者が入ってきてわからないという状況です。

今後、富士の介の価値を高めていく上で、また、輸出にも商標登録もいたしましたので、富士の介のお父さんであるマスノスケが育成されている忍野水産試験場の防犯体制の強化をさらに進めていただきたいと思いますと思いますが、県の御所見をお伺いいたします。

小林食糧花き水産課長 大事なことだと感じておりますので、確認をして早急に対応したいと思っております。

(米国カリフォルニア州への桃・スモモ産地の視察について)

藤本委員 米国カリフォルニア州への桃・スモモ産地の3回目の視察について伺いいたします。

7月から今日にかけて、米国へスモモ・桃の視察に3度伺ったことは承知しています。

今回、初めて国と合同で行われた3回目の現地視察の視察日程、内容、訪問場所などの概要について、具体的にどういったことが行われたのかをお伺いいたします。

鈴木果樹・6次産業振興課長 第3回目の米国へのスモモ・桃の現地調査であります。当初は国と合同という予定でしたが、国との調整を、また、現地アメリカと調整をしてきましたが、なかなか調整がつかず、3回目につきましても県独自で実施をしてきたところであります。

3回目につきましては、10月30日から11月6日の6泊8日で、県の農政部の職員4名で現地調査を行ってきました。

視察した場所は、農家、苗木を生産している業者、UCデービス大学の研究施設、また、アメリカにも普及制度がありますので、普及所の普及活動について、さらに、輸入・輸出業者、加えて、量販店等の販売を視察し、それと、第2回目にカリフォルニア州の食品農業省と意見交換をした折に、環境保全型農業についての意見交換をぜひしたいということで、特に、本県が4パーミル等に取り組んでおりますので、それにつきまして意見交換等をしてきたところがあります。

藤本委員 9月定例会のときには国と合同で調査に行くと言っていたのですが、今回、国が行かなかった理由は何でしょうか。

鈴木果樹・6次産業振興課長 スモモにつきましては輸入解禁されておまして、桃については解禁要請という段階で、国同士の交渉という中で、アメリカの産地側が「国が来るのは」と敬遠されたところがあります。

藤本委員 国が、アメリカの産地側の事情によって敬遠されたとのことですが、国は山梨県の産地を向いているのでしょうか。それとも、米国の桃・スモモ産地を向いているのでしょうか、お伺いいたします。

鈴木果樹・6次産業振興課長 それにつきましては、アメリカの産地というよりは、国内産地をということでもあります。

藤本委員 そうしますと、国は、昨年、突然スモモの輸入が解禁されたとき、現地への影響や調査等をしなかったのですが、今回、今度は桃で輸入解禁という話がある中においても、国は、米国の桃産地に赴き実態の把握ですとか、輸入解禁で生じる影響など、そういった対応を含め行っていないと認識してよろしいでしょうか。

鈴木果樹・6次産業振興課長 3回目につきましては国の日程が合わないということでした。国でも、今後、米国での調査を計画・検討していると聞いております。

藤本委員 そうしますと、今回、県が独自で現地に調査団を派遣したことは、スモモだけでなく桃でも、国に先んじて県が調査したということによろしいでしょうか。

鈴木果樹・6次産業振興課長 私たちは、植物検疫的なところは管轄外ですので、それ以外の現地での栽培状況等については、国より先に現地の調査あるいは確認をしてきたということになります。

藤本委員 国は、産地を育成して応援してきたと思っはいるのですが、あまりにも、その対応が温かくないということが今回のやり取りでわかりました。  
ほかの桃産地である福島県、長野県、山形県、和歌山県では、今、どういった議論が行われているのか承知をしていないのですが、あのような形でスモモが突然輸入解禁になってしまい、今度は桃がこのような状況にある中で、本来は国から県に何かしらの声がけがあるべきです。日程が合わないから国は現地に行かないというのは、生産者に寄り添っているとは思えないのですが、そこら辺について県の認識はいかがでしょうか。

鈴木果樹・6次産業振興課長 国からも声かけはありました。ただ、アメリカの現地、あるいは、本県というところで日程が合わないというところもあったということであ

ります。

藤本委員　　そうしましたら、県が把握している情報において、今回、国は行かなかったのですが、いつ現地に視察調査団を派遣して、市場影響調査ですとか、現地とのヒアリングを通じて情報収集をしてくるつもりなのか、県が認識をしておいたら教えていただけますでしょうか。

鈴木果樹・6次産業振興課長　国に関しての今後の方針や予定等については、把握しておりません。

藤本委員　　そうしますと、国は現地に行かないと理解してよろしいのでしょうか。

鈴木果樹・6次産業振興課長　国のほうでも、今後、予定等を検討しながら現地へ行くと思っております。こちらへは、行かないという話は来ておりません。

藤本委員　　国が現地に行く前に桃が輸入解禁されてしまうということはないと思っておりますが……。

農産物の貿易については大変難しい課題を抱えていると思うのですが、今回、産地に対する国の農業政策の姿勢がよくわかりましたので、今後、生産者に寄り添った県独自の温かい農業政策を展開していただくことを期待しまして、次の質問に移ります。

県では、第3回目の桃の現地販売調査に伺ったと聞いたのですが、これまでに2回行ってきたと承知しています。

そこで、9月の委員会でも取り上げさせていただいたのですが、現地でのスモモの販売金額、そして今回行ったときの桃の販売金額が同じ価格帯であるということが報告されています。その要因として、県は、輸出業者が直接輸出農家と取引していること、また、取引先が外資系量販店のため、流通コストを抑制できる可能性があるかと答弁されましたが、3回目の調査を終えて、そのとおりのことかお伺いいたします。

鈴木果樹・6次産業振興課長　ただいまの件ですけれども、3回目に輸出入の関連業者から話を聞いた中では、今回、日本へ来ているのは、向こうの外資系であるコストコであり、コストコでは独自の流通ルートを持っていて、ほかのものと混載し、効率よく輸入・輸送をするということで低減できるのではないかと意見を聞いてきました。そのため、9月に答弁した内容が確認できたと考えております。

藤本委員　　同価格帯は、外資系の大手量販店の独自の流通ルートによるもので、これのみと認識してよろしいですか、お伺いいたします。

鈴木果樹・6次産業振興課長　流通ルートは大きな要因かと思えます。それ以外の詳しいことにつきましては、わかりかねる部分がありますが、アメリカについては、流通あるいは生産等についても、非常にコスト削減の意識が進んでおりますので、それらを総合的にして低価格でという形になったかと考えます。

藤本委員　　その見解を受けとめました。

一方、これも9月の委員会で指摘させていただいたのですが、カリフォルニア州政府また連邦政府から生産者や輸送業者に対して、何らかの支援が行われているのではないかと指摘させていただきました。県では、それに対して、ア



メリカ政府や州政府から生産農家に対して輸送経費や生産コストを支援することはWTOに触れるため行われていないと認識しているとの答弁をいただいたのですが、今回の3回目の調査をした結果、そのとおりであったのか、お伺いいたします。

鈴木果樹・6次産業振興課長 行政の補助について確認してきた中では、かんがい設備等に対しては、向こうは非常に乾燥するということですので、それらに対してのみの補助はありますが、それ以外の生産設備等への補助等はないということを確認しております。

藤本委員 かんがい施設等の補助はあったけれども、それ以外の補助はなかったということだったので、カリフォルニア産スモモの販売価格は、現地の販売店では1キログラム当たり1,000円前後、桃については1キログラム当たり1,200円前後で販売されており、本県産や国内産のものとはほぼ同じ価格帯であるということです。  
そこで、今回の3回目の調査をした結果、県として、現地産の販売価格と本県産や国内産の販売価格がほぼ同じ価格であったという事実を、どのように最終的に結論づけたのか、お伺いいたします。

鈴木果樹・6次産業振興課長 日本へ輸入する場合においても、個々の輸出業者が個々の農家と直にやるという形で、できるだけコストを削減しているということもあり、現状、ほぼ同等の価格で販売できていると認識しております。

(米国への桃とスモモの輸出について)

藤本委員 最後に、米国への桃とスモモの輸出について伺います。  
米国産桃・スモモの輸入解禁が、米国へのスモモの輸出よりも早いのではないかと危惧されるほど、生産者は神経をとがらせています。  
県では、これまで、国への予算化要望の中で、両国間の検疫条件の設定について、どのような要望をされたのでしょうか、お伺いいたします。

石川販売輸出支援課長 お答えいたします。  
国に対しまして、これまで、米国への桃・スモモの輸出については、現時点で要望しておりません。  
2国間の検疫条件の設定については、主に東南アジアを中心に要望活動をしているところでございます。

藤本委員 今後も、国に対して、米国への桃・スモモは、一方的に輸入解禁を受け入れて、輸出については全く考えていないという認識でよろしいのでしょうか。

石川販売輸出支援課長 米国への桃・スモモの輸出についてですが、生産者もしくは生産者団体から、米国への輸出について意見を聞いてまいりたいと考えております。  
そういった意見を踏まえまして、国への要望活動を検討してまいりたいと考えております。

大久保農政部長 実は、私も2回目にアメリカへ行ってきましたが、アメリカで高い果物が売れる文化があるかということなのです、高級なスーパーマーケットまでいってきましたが、売っているのは傷だらけのものが圧倒的に多いのです。  
果物専門店でも、例えば、ギフト用などがないか、こういったところも全部調査をしてきました。ギフトは1件だけありましたが、いわゆる高級のものでは

ないのです。少しいいという程度なのですが、1キロ600円から1,000円程度の状況でした。

西海岸では物すごい量をつくっていますので、東海岸側で可能性がないかということも、ある程度調査をした上で、私たちは国を開拓していく上では事前調査などをやっています。もちろん生産者の意向もありますが、そういうことをしっかりと踏まえた上で、いろいろな調整をしていきたいと考えております。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・本委員会が10月25日に実施した閉会中継続審査にかかる県内調査については、議長あてにその報告を提出したことが報告された。

以 上

農政産業観光委員長 清水 喜美男